

平成 30 年 3 月 6 日

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案（仮称）
に対する意見

全 国 市 長 会
経 済 委 員 会

標記法律案の立案に当たっては、市町村に新たな義務付けがなされることから、下記事項について十分配慮されたい。

記

1. 制度の内容については、国の責任において、市町村及び住民に対し、あらゆる広報媒体を活用して周知すること。

あわせて、国民の所有者不明土地問題に対する関心と当事者意識を喚起するための広報・啓発活動を展開すること。

2. 制度の円滑な施行に向け、国・都道府県・市町村の役割を整理したうえで、土地収用法の特例、地域福利増進事業（仮称）及び所有者の探索等に関するガイドラインを、国の責任において作成すること。

また、その作成に止まらず、先進事例集の作成・公表や相談窓口を設置するなど市町村への継続的な支援に努めること。

3. 地域福利増進事業（仮称）は、都道府県知事が市町村長の意見を確認したうえで、裁定することとしているが、その過程における市町村の負担に配慮すること。

なお、同事業に係る手続き等については、事業主体の対象となる民間事業者及びNPO等に広く周知すること。

4. 土地所有者等関連情報の利用及び提供

- (1) 土地所有者等関連情報（以下、所有者情報という。）については、解釈によって市町村が混乱することがないように、固定資産税台帳など対象となる所有者情報をガイドライン等において示すこと。
- (2) 本人の同意なく所有者情報を提供できる事象については、ガイドラインにおいて示すなど市町村が事務執行を円滑に行うことができるよう配慮すること。
- (3) 所有者情報を提供することについては、地方公務員法第 34 条及び地方税法第 22 条の守秘義務に抵触しない旨を示すこと。
- (4) 事業実施を真の目的とせず所有者情報を得るためだけに情報提供を求める事業者を排除する規定を設けること。

5. 所有者不明土地の抜本解消に向け、不動産登記の義務化、長期間放置された場合の所有権のあり方など土地制度の見直しについて、関係省庁と連携して検討を進め、具体的な施策の方向性を示すこと。

6. 将来の所有者探索に係る行政コストの発生などの潜在的リスクに備え、市町村が地籍調査事業を安定的かつ計画的に取り組めるよう必要な財源の確保及び財政措置の拡充を図るとともに、最新技術を活用した効率的調査の導入を推進すること。